

◎ 緊 急 情 報 ◎

助成金受給のサポートと称して、高額な手数料を請求される可能性があります。

※このような文書が新潟県内の事業所に届いています。

必要経費を差し引いた余剰金は、「自由にご利用いただけます」と記載してありますが、これは不正受給にあたる行為であり、正規の助成金では認められません。このような文書が届きましたら無視するのが一番です。

重要書類

2017年2月2日

29年度 厚生労働省助成金 ご案内

経営者様

寒冷の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

現在厚生労働省にて、返済の必要がない様々な助成金が用意されており、既に多くの事業主様でのご活用が進んでおります。しかし、助成金の案内は国から通達が来ることはございません。ご自身で調べ、情報収集する必要がございます。申請をすれば受給できる可能性が高いにも関わらず、活用している事業主様のみが得をしているのが現状です。

助成金は要件を満たしていれば業種・規模に関係なく、従業員1名様からでも受給できる可能性が高いです。是非この機会に助成金を最大限活用していただければ幸いです。

以下6つの項目に当てはまると助成金受給の対象となります。(助成金共通項目)

- ▼ 一般的にクリアされている事業所がほとんど
- 雇用保険に加入をしている
- 正社員は健康保険・厚生年金に加入をしている
- 労働保険料の滞納はない
- 過去3年間助成金の不支給措置をとられていない
- 過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない
- ▼ 注意が必要
- 過去6ヶ月、従業員を事業所都合により退職させていない(事業所からの解雇としていない)

以上の6つ全ての項目に当てはまった場合、最大で1,270万円の助成金を受給できる可能性がございます。

助成金対応コールセンターにて「人気がある助成金の種類・受給対象となる助成金の受給額」等の有益な情報をお伝えしております。平成29年3月には改正等があり要件が厳しくなる可能性がございますので、お早めの申請をお勧めいたします。

まずは、以下にお問い合わせをいただきまして受給額の無料査定をさせていただければと存じます。よろしくお申し上げます。

- 助成金対応コールセンター
- お問い合わせ
- メール
- 担当

申請をされた事業主様のみが受給されている助成金です。受給された助成金の用途において、必要経費を差し引いた分につきましては、事業主様ごとに自由にご利用いただけます。是非、助成金を経営の強化資源としてご活用いただければ幸いです。お問い合わせお待ちしております。

※お問い合わせは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/大橋・山本)まで